

水道等の 使用に関する お知らせ



水道と下水道の使用の手続きについて

次に該当する場合は、届け出が必要ですので、下記担当にご連絡ください。

- 売買などによって住宅の所有者が変わる場合
- 住宅を新築または引っ越しで水道および下水道の使用を開始する場合
- 引っ越しにより住宅の水道および下水道の使用を休止する場合
- 事業の開始や休止によって用途が変わる場合

水道料金と下水道使用料の支払いについて

各料金は、納入通知書によるお支払いのほか、口座振替がご利用できます。

- 口座振替の申し込み方法 下記金融機関の窓口にて、通帳と通帳の印鑑をご持参の上、お申し込みください。

- 口座振替が利用できる金融機関および口座振替日

※振替日が土曜日、日曜日、休日、祝日、金融機関の休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

金融機関	口座振替日
大地みらい信用金庫本店・各支店、北海道労働金庫本店・各支店、全国のゆうちょ銀行、北海道銀行本店・各支店	毎月23日
道東あさひ農業協同組合本所・各支所、中春別農業協同組合、計根別農業協同組合、標津町農業協同組合、別海漁業協同組合、野付漁業協同組合	毎月25日

- 口座振替のご注意 毎月の振替日前に必ず口座残高をご確認ください。

残高不足による未納が3カ月間続いた場合、翌月以降は納入通知書によりお支払いいただきます。

長期間不在にする等で水道を使用しない場合

事前に休止の届け出をすることで基本料金がかからなくなります。

ただし、今後使用する予定がない住宅や施設であっても、水道に接続している場合はメーター器が給水管に設置されているため、毎月メーター使用料が請求されます。

水道の廃止には、メーター器の撤去工事に1万5千円の費用がかかります。撤去工事を希望される場合は、下記担当までお問い合わせください。

水道の止め忘れにご注意ください

水は暮らしに欠かすことのできない貴重な資源です。水道の蛇口の止め忘れやトイレのレバーの戻し忘れをしてしまうと、水が流れたままとなり、貴重な資源を無駄にしてしまうため、一人一人が意識し、水を大切に使いましょう。

問合せ／管理担当（内線4513）

まるまる 協力隊の〇〇な話



原田 佳美

こんにちは、原田です。気が付けば本年度も終わろうとしています。令和2年度は「コロナに始まりコロナに終わる」そんな年度でした。来年度もコロナ禍での活動を余儀なくされると思うので、その中でもできる移住定住促進活動に努めていきたいと思っております。その取り組みの一つとして、本町への移住を検討されている方や、興味のある方へ向けたオンライン移住相談を開設しています。対面でのやり取りが難しい昨今、おうちにいながら気軽にご相談できるようにと開設しました。お知り合いで移住を考えている方がいらっしゃいましたら、ぜひ別海町オンライン移住相談をお勧めしていただきますよう、ご協力よろしくお祈いします。どんなさ

さいなご相談も、協力隊原田が誠心誠意対応させていただきます！詳しい説明や相談の申し込みは町ホームページのオンライン移住相談ページをご確認ください。

町ホームページ [オンライン移住相談ページ](#)

URL <https://betsukai.jp/gyosei/seisaku/ijuu/on-lineijyusoudan/>



3月のUshi-caオープン日 交流館ぶらと1F（キヨスク跡地）
 3日、4日、5日、10日、11日、12日、17日、18日、19日、20日、24日、25日、26日
 （水曜日、木曜日、金曜日と第3土曜日 午前9時から午後5時）
 ※業務の状況の変更などで急きょ変更する場合があります。



小中一貫教育について

学校教育においては、学級や学年という枠組みの中で、この集団が持つ教育力を生かすための適正な規模を見定め、枠組みや学校配置を見直していくことが重要です。本町では適正な枠組みを作る一つの方法として「小中一貫教育」について各学校区と協議・検討を進めています。

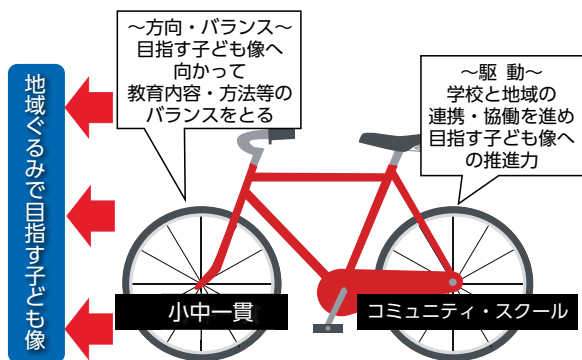
(1)小中一貫教育とは

「小中一貫教育」とは、小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有した上で、小中学校の9年間を連続した期間として捉え、一貫性を持って編成した教育課程により、系統的な教育を行うことをいいます。

(2)コミュニティ・スクールと小中一貫教育

コミュニティ・スクールは「学校と地域をつなぐ仕組み」、小中一貫教育は「児童生徒間、教職員間をつなぐ取り組み」であり、いずれも児童生徒に多様な、人と人の関わりを持たせたいという共通の願いがあります。

コミュニティ・スクールの推進という面においては、小中一貫教育は9年間という長い期間で子どもの成長を支えることができるというメリットがあり、継続的な学校と地域の連携・協働体制の構築ができることから、コミュニティ・スクールと小中一貫教育は極めて親和性が高い取り組みであるといえます。



(3)今後に向けて

今後、地域の少子化が進む状況にあって、本町の学校配置の基本となる適正配置計画に基づく対応に加え、小中一貫教育の議論を深めることが「本町の子どもたちの将来を見据えた教育」「ふるさとべつかいを支える教育」につながると考えます。

今後、コミュニティ・スクールの運営母体である学校運営協議会の熟議の中で、学校区での学校の在り方等について意見をお聞きするとともに、小中一貫教育制度の理解を深めるため、現在、道内で行われている「小中連携・一貫」の具体的な取り組みのメリット、デメリット等を、説明・周知していきます。

小中一貫教育の形態

小中一貫教育制度には、大きく2つの形態があります。

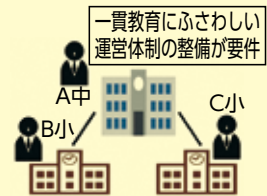
①義務教育学校

一人の校長の下で、一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校で行う形態です。



②小・中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を行う形態です。



	①義務教育学校	②小・中一貫型 小・中学校
修業年限	9年(前期6年、後期3年)	小学校6年、中学校3年
組織運営	一人の校長、一つの教職員組織	小中学校それぞれに校長、教職員組織
教員免許	原則小・中両方の免許を併有	所属する学校種の免許を保有
施設形態	施設一体	施設隣接・分離型が多い
設置手続き	市町村条例(改正が必要)	市町村教委の規則等で対応
道内設置数	10市町村11校	22市町村94校

※設置数は令和2年4月1日現在